

第6条（採用決定者の早期退職等）

甲と採用決定者との間の雇用契約が、退職、解雇等理由の如何を問わず、次の各号に定める期間内に終了した場合は、乙は甲に対し、当該各号に定める金額を違約金として支払う。但し、甲の責に帰すべき事由により雇用契約が終了した場合はこの限りではない。

- (1) 入社後1ヶ月未満（入社前辞退含む）の場合：紹介料の100%
- (2) 入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合：紹介料の70%
- (3) 入社後3ヶ月以上6ヶ月未満の場合：紹介料の50%

許可・届出受理番号：11-ユ-300619

株式会社 チャレンジョブ